

## 令和3年度第2回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

1 開催日時 令和3年9月26日 午前10時00分開会

2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

3 出席委員

会長	江澤 国夫	副会長	加藤 進
委員	小出 進一	委員	鈴木 実
委員	藪寄 勇治	委員	齋藤 麻依子
委員	浅田 安則	委員	在原 政枝
委員	鈴木 英一	委員	猿渡 由枝
委員	茂田 稔夫	委員	中山 朝子

(欠席委員)

委員	渡邊 久芝
----	-------

4 出席職員

市長	粕谷 智浩	環境経済部長	高橋 広幸
環境経済部次長	鈴木 真紀夫	廃棄物対策課長	落合 健一
一般廃棄物班長	室武 顕	主査	宮崎 徹
主査	中條 尚宏		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3人
傍聴人数	3人

6 議題

(1) 議題1 第1回廃棄物減量等推進審議会の会議資料の回収（委員、傍聴人）と議題1「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針(案)について」の審議内容の取り下げについて

(2) 議題2 第1回廃棄物減量等推進審議会議事録について

(3) 議題3 再度審議を行うことについて

## 7 議事

### (1) 開会

事務局より渡邊委員が欠席であるが、廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項に規定される定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

次に、廃棄物減量等推進審議会は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を公開することになっており、傍聴人が3名であること、会議の公開にあたり、会議を録音させていただくことを報告した。

### (2) 市長挨拶

### (3) 会長挨拶

### (4) 議事

室武班長 議事に入る前に本日お配りしました資料の確認をお願いします。

～～資料確認～～

「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則」第3条第1項の規定により、会長が議長となると定められておりますので、これより江澤会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

江澤会長 それでは、ただいまより私が議長となりまして、議事に入ります。本日の議題は3件となっております。

議題1「第1回廃棄物減量等推進審議会の会議資料の回収(委員、傍聴人)と議題1「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針(案)について」の審議内容の取り下げについて」、議題2「第1回廃棄物減量等推進審議会議事録について」、議題3「再度審議を行うことについて」となっております。

では、議題1について事務局から説明を願います。

落合課長 それでは、議題1「第1回廃棄物減量等推進審議会の会議資料の回収(委員、傍聴人)と議題1「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針(案)について」の審議内容の取り下げについて」ご説明いたします。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終了しました。

これより質疑をお受けいたします、委員の皆様から何かございますか。

議長

特に無いようですので、議題1の「前回の資料を回収することと、審議自体の取り下げについて」、承認することとしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議題1について、当審議会として、承認するものとします。

次に、議題2「第1回廃棄物減量等推進審議会議事録について」事務局から説明を願います。

落合課長

それでは、議題2「第1回廃棄物減量等推進審議会議事録について」ご説明いたします。

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終了しました。

これより質疑をお受けいたします、委員の皆様から何かございますか。

議長

特に無いようですので、議題2の「第1回廃棄物減量等推進審議会議事録について」、事務局提案のとおり、承認することとしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議題2について、当審議会として、承認するものとします。

次に、議題3「再度審議を行うことについて」事務局から説明を願います。

落合課長        それでは、議題3「再度審議を行うことについて」ご説明いたします。  
                  (事務局説明)

議長            事務局の説明が終了しました。  
                  これより質疑をお受けいたします、委員の皆様から何かございますか。

浅田委員        今回の件は、資料1の内容で、前回頂いた資料の内容でもう1度審議を続けるということによろしいですか。

落合課長        前回の資料をそのまま使うのではなく、先ほど申し上げましたとおり、庁内で再度内容について検討させていただいたうえで、資料は作り直しになると思いますが、検討させていただいたうえで、本審議会に諮らせていただければと考えております。

浅田委員        具体的にお聞きしたいのですが、今回問題となった「議会からの意見等について」は、改めて、何らかの形で、ヒアリングされた結果が、この審議会の資料として載ってくるのですか。

落合課長        その点につきましては、不適切だったと判断しておりますので、その内容につきましては載せないと考えております。

浅田委員        載ってこないのですか。

落合課長        議会からの意見ということは載せないということです。

浅田委員        そうすると、もう1点お聞きしたのですが、過去の審議において、議会の意見というのは、このような形で参考意見として出されて審議したことは、過去にいろいろな案件があると思いますが、ございますか。

落合課長        その件につきましては、当課はもちろんのこと、全庁的にも今回のことを受けて調査を行っておりますが、このような形で議会からの意見として出したことは、過去にはなかったということでございます。

浅田委員 わかりました。

落合課長 先ほどの資料1というのは。

浅田委員 前回の見直し（案）で資料1で「基本的な考え方について」というのがあって。

落合課長 すみません。

ちょっと私が勘違いしていた部分がございます、申し訳ございません。

資料1の「基本的な考え方について」はですね、3月の審議会で皆さんにご審議いただいた結果を受けて策定しておりますので、基本的な考え方の変更はございません。

大変失礼いたしました。

浅田委員 こちらこそ失礼いたしました。

そういう経緯ですよね。すみませんでした。

議長 ほかに何かございますか。

小出委員 今の方と同じ質問になってしまうのですが、今後のことなので理解をしておきたいのですが、不適切な資料というのは、資料2に該当するわけですね。

落合課長 そうです。

小出委員 この他にはあるのでしょうか。

資料3の「基本方針（案）」の中には不適切な内容というのはあるのでしょうか。

落合課長 資料3にも一部ございます。1ページ目の下から4行目になりますが、「その後、基本的な考え方について議会へ説明させていただき」とありますので、その部分となります。

小出委員 わかりました。

その部分だけですね。資料3では。

落合課長        そうです。

小出委員        では、議会に説明したけど公式には聞いてないよということですね。

落合課長        そうです。  
公式には意見を言っていないということでございます。

議長            よろしいでしょうか。

それでは、特に無いようですので、議題3の「再度審議を行うことについて」、事務局提案のとおり、承認することとしたいと考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、議題3について、当審議会として、承認するものとします。

これを持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。  
私の方は、これで議長の職を解かせていただきます。  
ご協力ありがとうございました。  
それでは進行を事務局に戻します。

#### (5) その他

室武班長        江澤会長ありがとうございました。

本日の審議会の結果に基づいた議事録のとりまとめのため、後日、第1回と併せて書類を郵送させていただきます。また、そのときにはご確認などよろしくお願いいたします。

また、本日の議題の中でご承認いただきました、資料の回収についてでございますが、委員の皆様におかれましては、本日お持ちいただきました資料を、会議終了後に受付にて回収させていただきたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

高橋部長        事務局から最後、今までお詫びばかり申し上げてきましたが、最後、感謝の言葉を述べさせていただきたいと思っております。

本日は、日曜日の午前中ということで、予定があるにもかかわらずお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

今後も、一生懸命やっけてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

#### (6) 閉会

室武班長

以上を持ちまして、廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

# 令和3年度第2回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

令和3年9月26日（日）午前10時から  
袖ヶ浦クリーンセンター 2階研修室

## 会 議 次 第

1 開 会

2 市長あいさつ

3 会長あいさつ

4 議 事

議題1 第1回廃棄物減量等推進審議会の会議資料の回収（委員、傍聴人）と  
議題1「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針（案）について」の  
審議内容の取り下げについて

議題2 第1回廃棄物減量等推進審議会議事録について

議題3 再度審議を行うことについて

5 その他

6 閉 会



## 廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

区分	氏 名	所 属 団 体、連 絡 先 等
学識 経験者	えざわ くにお 江澤 国夫	元一般社団法人千葉県産業廃棄物協会
	こいで しんいち 小出 進一	前NPOテクノサポート
事業者 代表	やぶさき ゆうじ 藪 寄 勇治	袖ヶ浦市商工会（副会長） 綿屋輪業
	あさだ やすのり 浅田 安則	袖ヶ浦環境連絡会 日産化学(株)袖ヶ浦工場
	すずき えいいち 鈴木 英一	袖ヶ浦市食品衛生協会（会長） ホテル割烹鈴や
	しげた としお 茂田 稔夫	ごみ減量化・資源化協力店代表 (株)主婦の店
	すずき みのる 鈴木 実	袖ヶ浦環境清掃協同組合（理事長） 袖ヶ浦環境清掃協同組合
	かとう すすむ 加藤 進	資源回収団体代表者 (袖ヶ浦ワークスリサイクル会) 三井化学(株)袖ヶ浦センター
市民 代表	わたなべ ひさし 渡 邊 久芝	自治会活動代表者（袖ヶ浦市自治連絡協議会）
	さいとう まいこ 齋 藤 麻依子	市民代表
	ありはら まさえ 在原 政枝	市民代表
	さるわたり よしえ 猿 渡 由枝	市民代表
	なかやま あさこ 中山 朝子	市民代表

**議題 1** 第 1 回廃棄物減量等推進審議会の会議資料の回収（委員、傍聴人）と議題 1 「家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針（案）について」の審議内容の取り下げについて

**議題 2** 第 1 回廃棄物減量等推進審議会議事録について  
※資料 1 参照

**議題 3** 再度審議を行うことについて

## 案

## 令和 3 年度第 1 回袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会

- 1 開催日時 令和 3 年 9 月 6 日 午後 2 時 0 0 分開会
- 2 開催場所 袖ヶ浦クリーンセンター 2 階研修室
- 3 出席委員

会 長	江澤 国夫	副 会 長	加藤 進
委 員	小出 進一	委 員	鈴木 実
委 員	藪寄 勇治	委 員	渡邊 久芝
委 員	浅田 安則	委 員	在原 政枝
委 員	鈴木 英一	委 員	猿渡 由枝
委 員	茂田 稔夫	委 員	中山 朝子

(欠席委員)

委 員	齋藤 麻依子
-----	--------

- 4 出席職員

市長	粕谷 智浩	環境経済部長	高橋 広幸
環境経済部次長	鈴木 真紀夫	廃棄物対策課長	落合 健一
一般廃棄物班長	室武 顕	主査	宮崎 徹
主査	中條 尚宏		

- 5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	3 人
傍聴人数	3 人

- 6 議題

(1) 議題 1 家庭系ごみ処理手数料の見直しの基本方針 (案) について

## 7 議事

### (1) 開会

事務局より齋藤委員が欠席であるが、廃棄物減量等推進審議会規則第3条第2項に規定される定足数に達しているため、会議が成立していることを報告した。

次に、廃棄物減量等推進審議会は、袖ヶ浦市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、会議を公開することになっており、傍聴人が3名であること、会議の公開にあたり、会議を録音させていただくことを報告した。

### (2) 辞令交付

### (3) 市長挨拶

### (4) 委員紹介

事務局より今回は廃棄物等減量推進審議会委員任命後初めての会議のため、委員に自己紹介をお願いした。

(出席委員12名の自己紹介)

### (5) 事務局紹介

### (6) 会長・副会長選出

事務局より会長・副会長選出について、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則第2条第1項の規定により、鈴木委員より江澤委員が会長に、加藤委員が副会長として推薦が挙がり、全員異議なしとの回答があったことから、上記2名が会長・副会長に就任した。

### (7) 会長挨拶

江澤会長挨拶

(8) 議事

議題1については、不適切な内容の資料を提示してしまい、その資料に基づいて審議を行ったため、議事録は作成いたしません。

また、資料についても同様の理由で非公開とします。

(9) 閉会

室武班長

以上を持ちまして、廃棄物減量等推進審議会を閉会いたします。  
長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

## 廃棄物減量等推進審議会関係法規

### ○地方自治法（抜粋）

〔委員会・委員及び附属機関の設置〕

第一百三十八条の四

普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

### ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）

（廃棄物減量等推進審議会）

第五条の七

市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

## ○袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（抜粋）

（袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会）

### 第 10 条

減量化、資源化及び一般廃棄物の適正処理の推進に関する事項、その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（審議会の組織）

### 第 11 条

審議会は、委員 13 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者代表
- (3) 市民代表
- (4) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

（委員の任期等）

### 第 12 条

委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 前条及び前 2 項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## ○袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年条例第3号）第12条第3項の規定により、袖ヶ浦市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (会長等)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (小委員会)

第4条 審議会に、小委員会を置くことができる。

2 小委員会の委員は、審議会の委員のうちから、会長が指名する。

3 小委員会に、委員長を置き、委員長は、小委員会の委員の互選によって定める。

### (関係者の出席等)

第5条 会長は、審議会において必要があると認めるときは、関係者に、出席を求めてその意見を述べさせ、若しくは説明させ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境経済部廃棄物対策課において処理する。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。